

座間味村指定管理者の募集

令和6年4月1日から座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等の管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

募集内容

1 名称及び位置

名称: 座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設

位置: 座間味村字座間味 220 番地 8

2 管理の基準及び業務の範囲

「座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等の指定管理者募集要項」及び「座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等の指定管理業務仕様書」による。

3 指定予定期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）

4 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者としてします。

①法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

②国税及び地方税の滞納がない団体であること。

③指定期間中に、解散・廃止の恐れがない団体であること。

※欠格条項、資格事項あり。

5 募集要項等の配布期間及び配布場所

(1) 募集要項及び申請書類の配布期間

期間: 令和6年2月20日(火)～令和6年3月20日(火)

場所: 座間味村役場総務課

※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時までの間を除く）

(2) 申請書提出期限及び提出先

期限: 令和6年3月20日(火) 午後5時

場所：座間味村役場総務課

※土、日、祝日を除く午前9時～午後5時（正午～午後1時までの間を除く）

(3) 提出書類

- ・座間味村指定管理者指定申請書(第1号様式)
- ・その他 座間味村歴史文化・健康づくりセンター施設等の指定管理者募集要項による

※詳細は、座間味村ホームページおよび村内掲示板をご確認下さい。

6. 問い合わせ先

座間味村役場 総務課

電話 098-987-2311

FAX 098-987-2004